

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	避難行動要支援者支援制度事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長井市は、避難行動要支援者支援制度事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県長井市長

公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	避難行動要支援者支援制度事務
②事務の概要	災害対策基本法に基づき、災害発生時に自らの力では避難行動をとることが困難な住民を把握し、避難行動の支援や安否確認等に利用する。 ①避難行動要支援者名簿の作成 ②避難行動要支援者情報の避難支援者への提供
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
避難行動要支援者名簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	災害対策基本法第49条の10
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	防災危機管理課
②所属長の役職名	防災危機管理課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市防災危機管理課 TEL:0238-82-8004
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市防災危機管理課 TEL:0238-82-8004
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。	
-------	------------------------------------	--

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚に保管することを徹底している。

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月17日	II, 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和1年6月1日	令和2年4月1日		
令和2年6月17日	II, 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和1年6月1日	令和2年4月1日		
令和3年6月1日	I, 7 請求先	山形県長井市ままの上5番1号	山形県長井市栄町1番1号	事後	
令和3年6月1日	I, 8 連絡先	山形県長井市ままの上5番1号	山形県長井市栄町1番1号	事後	
令和3年6月1日	II, 1 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月1日	II, 2 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	II, 1 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月30日	II, 2 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年6月27日	II, 1 対象人数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月27日	II, 2 取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	II, 1 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	II, 2 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	I, 5 部署及び所属長の役職名	①総務課 ②総務課長	①防災危機管理課 ②防災危機管理課長	事後	
令和7年10月1日	I, 7 請求先	総務課 84-2111	防災危機管理課 82-8004	事後	
令和7年10月1日	I, 8 連絡先	総務課 84-2111	防災危機管理課 82-8004	事後	
令和7年10月1日	II, 1 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	II, 2 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	